

**Q** 3月に日本の大学を卒業して、4月から日本国内の企業で正社員として働いています。会社で厚生年金への加入手続きが完了したところ、年金事務所から**2年間の国民年金保険料が未納である**というお知らせが届きました。学生である期間は国民年金が免除されるはずなのに、なぜこのようなお知らせが届くのでしょうか？

**A** 国籍問わず、日本国内に住む全ての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生の場合は、**在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」**が設けられていますが、**申請する必要があります**。学生だった期間に猶予申請ができていなかった為、その期間が未納という扱いになっていると思われます。

**保険料の納付期限から2年を経過していない期間**（申請時点から2年1カ月前までの期間）については、**さかのぼって猶予申請することができます**。市町村役場の国民年金担当窓口、年金事務所又は在学中の学校などで申請できます。手続きの詳細は日本年金機構のホームページからご確認ください。

A



## 注意点

- 学生納付特例は、原則として申請日にかかわらず、4月から翌年3月まで（申請日が1月から3月までの場合は、前年4月から3月まで）の期間を対象として審査しますので、**年度ごとに申請する必要があります**。なお、複数年度の申請が可能ですが、年度ごとの申請書の提出が必要です。
- 納付期限から**2年を過ぎた未納期間**については、**時効により納めることができません**。
- **未納期間がある場合**、将来の在留期間更新や永住許可申請などの**入管手続きに影響する可能性があります**。



## 参考資料

### 国民年金保険料学生納付特例の申請について

#### 日本年金機構

言語：  
日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、スペイン語を含む15か国語



## 問い合わせ先

### 多言語対応の電話相談窓口

#### 日本年金機構

言語：  
英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語

